

名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条第5項(単品スライド条項)による減額変更に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主要な工事材料の価格の著しい変動に対応するため、名古屋市上下水道局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第24条第5項(以下「単品スライド条項」という。)の規定により請負代金額を減額変更する際の取扱いを定めるものである。

(適用対象工事等)

第2条 単品スライド条項の適用の対象となる工事は、単品スライド条項に基づく名古屋市上下水道局(以下「局」という。)からの請負代金額の変更の請求(別紙様式1による。)の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある工事のうち、工事材料に次条第1項に規定する対象材料を含むものとする。

2 局は、前項の請求をしたときは、約款第24条第8項の規定に基づき、請負人の意見を聴いた上で、原則として工期末から30日以上前の日を同項に規定する協議開始の日とするものとする。

3 局は、前項に規定する協議開始の日を定めたときは、局が第1項の請求をした日から7日以内に請負人に通知(別紙様式2による。)するものとする。

4 単品スライド条項は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものとし、材料費の変動に連動した共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は、これを行わない。

(対象材料)

第3条 約款第24条第5項に規定する「主要な工事材料」(以下「対象材料」という。)は、鋼材類、燃料油その他の品目であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{各品目}} = M_{\text{変更各品目}} - M_{\text{当初各品目}}$$

$$M_{\text{当初各品目}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$$M_{\text{変更各品目}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$M_{\text{当初各品目}}$: 価格変動前の各品目の金額

$M_{\text{変更各品目}}$: 価格変動後の各品目の金額

p : 設計時点における各品目に該当する各材料の単価

p' : 第5条の規定に基づき算定した価格変動後における各品目に該当する各材料の単価

D : 第6条の規定に基づき各品目に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- 2 前項に規定する「請負代金額」は、約款第36条第1項に基づき請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相当する金額を控除した額とする。ただし、局が第8条の規定により約款第36条第3項に規定する請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨を通知する書面において、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載した場合には、この限りでない。

（スライド額の算定）

第4条 単品スライド額は、次により算定する。

$$S = (M_{\text{変更各品目}} - M_{\text{当初各品目}}) + P \times 1/100$$

S : 単品スライド額（減額）

P : 第3条に規定する請負代金額

- 2 請負人が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して第7条第1項により異議を申し立てた場合であつて、当該材料の実際の購入金額が前項の $M_{\text{変更各品目}}$ を上回り、かつこれを証明する書類によつて適当な購入金額であると認められる場合にあつては、同項の規定にかかわらず、同項の $M_{\text{変更各品目}}$ に代えて請負人の実際の購入金額を用いて、同項の算式により単品スライド額を算定する。
- 3 前項の「請負人が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第7条の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第6条に規定する対象数量以下である場合 当該対象材料を請負人が実際に購入した際の代金額
- (2) 第7条の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第6条に規定する対象数量を超える場合 各対象材料ごとに当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに請負人が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額
- (3) 燃料油に該当する各対象材料について、第7条第3項の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を第6条の対象数量とすることとした場合 主たる用途以外の用途に用いた数量に第5条第1項(2)の平均価格を乗じて得た金額

（スライド単価）

第5条 単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 燃料油以外の品目 施行計画書に定められている計画工程表その他局が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場

へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)

- (2) 燃料油 工期の始期が属する月の翌月から工期の末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格。ただし、施行計画書に定められている計画工程表その他局が有する情報に基づき実勢価格を判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)

(対象数量の算出方法)

第6条 単品スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数量とする。

- (1) 設計図書等に記載された数量がある場合 当該数量
- (2) 数量総括表に一式で計上されている仮設工等の場合 局の設計数量
- (3) 設計図書又は数量総括表に計上されていない燃料油等の場合 局の積算において使用材料一覧に集計された数量

2 約款第36条第1項に基づき請負代金の部分払をした工事にあっては、局が第8条に定める通知に単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載した場合を除き、前項に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除するものとする。

(単品スライド額に対する請負人の異議申し立て)

第7条 局は、請負人が局が算定した単品スライド額に対し異議を申し立てたとき(別紙様式3による。)は、請負人に対し請負人が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類(以下「証明書類等」という。)の提出を求めるものとする。

2 請負人が前項の求めに応じず、証明書類等を提出しないため、対象材料について同項に規定する事項を確認できない場合には、局が算定した単品スライド額を請負代金額の変更額とする。

3 前項の規定にかかわらず、局は、燃料油等に該当する各対象材料については、請負人に証明書類等を提出し難い事情があると認める場合においては、請負人に対し当該対象材料の主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合において、局は、請負人が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲内で、請負人が証明した数量以外の数量についても第6条の対象数量とすることができる。

(請負代金額の変更に係る協議)

第8条 局は、請負代金額の変更については、約款第24条第7項の規定に基づき、請負人と協議(別紙様式4による。)のうえ、単品スライド額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わなかった場合にあっては、局が単品スライド額を定め、請負人に通知(別紙様式5による。)するものとする。

(部分払時の取扱い)

第9条 局は、約款第36条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴い当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、当該通知を行う書面に部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

(部分引渡し)

第10条 約款第37条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

(契約変更)

第11条 単品スライド条項に基づく契約の変更は、工期の末に行うものとする。

(全体スライド条項の適用に関する特則)

第12条 約款第24条第1項(以下「全体スライド条項」という。)の規定を適用して請負代金額を変更した契約については、第3条第1項中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価(約款第24条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、第4条第1項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から約款第24条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、零とする。)」と、それぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第13条 単品スライド条項の適用について疑義等が生じ、全庁的な調整が必要となる場合には、局は、その都度関係局と調整を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月15日(以下「実施日」という。)から実施する。
- 2 実施日以前に契約した工事において、残工期が2月に満たないものについては、この要綱は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日(以下「実施日」という。)から実施する。

2 この要綱による改正後の名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条第5項（単品スライド条項）による減額変更に係る実施要綱の規定は、10月1日以後に締結する契約（平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが令和元年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から実施する。

(様式1)

年 月 日

所在地

商号又は名称

請負人代表者氏名

様

名古屋市上下水道局長

資材価格の急激な変動に基づく請負代金額の変更について(請求)

標記のことについて、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条
第5項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

また、別紙のとおり対象材料内訳書を提出します。

1. 工事件名

2. 請負代金額

3. 工 期

4. 対象材料

5. 単品スライド額(減額) 金 円(税込)

担当

電話

(様式2)

年 月 日

所在地

商号又は名称

請負人代表者氏名

様

名古屋市上下水道局長

資材価格の急激な変動に基づく請負代金額の変更に係る協議開始の日について(通知)

標記のことについて、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条第8項の規定に基づき、協議開始の日を通知します。

1. 協議開始の日

担当
電話

(様式3)

年 月 日

名古屋市上下水道局長
様

所在地
商号又は名称
請負人代表者氏名

請負代金額の変更請求に係る異議申し立てについて

標記のことについて、 年 月 日付で請求のあった資材価格の急激な変動に基づく請負代金額の変更について、異議を申し立てます。

また、別紙のとおり対象材料報告書及び証明書類等を提出します。

1. 工事件名

担当
電話

対 象 材 料 報 告 書

工事名								
工事場所								
請負者名								
請負代金額 (最終)		金			円 (税込)			
工期		年 月 日～			年 月 日			
設計		材料購入報告						
名称	規格	規格	搬入日	単 位	数量	単価	金額 (円・税込)	購入先
合計金額 (円・税込)								

留意事項

- 1) 搬入日、購入数量、購入単価等を確認できる証明書類（納品書、請求書、領収書等）を添付のうえ、提出すること。ただし、「見込み」で提出する場合は除く。
- 2) 対象数量・購入価格等が未確定の場合、「見込み」で提出し、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出すること。
- 3) 対象材料は、品目、搬入日及び購入単価ごとにとりまとめること。
- 4) 対象としたい材料のみ記載すること。
- 5) 1) の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、単品スライド条項の対象材料とならない。

(様式4)

年 月 日

所在地

商号又は名称

請負人代表者氏名

様

名古屋市上下水道局長

資材価格の急激な変動に基づく請負代金額の変更について(協議)

標記のことについて、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条第7項の規定に基づき、請負代金額の変更について単品スライド額(減額)を協議します。

なお、単品スライド額(減額)について、ご異議のない場合は別紙のとおり「資材価格の急激な変動に基づく請負代金の変更について(承諾)」に記名のうえ提出してください。

1. 工事件名
2. 単品スライド額(減額)

金 円(税込)

担当
電話

年 月 日

名古屋市上下水道局長
様

所在地
商号又は名称
請負人代表者氏名

資材価格の急激な変動に基づく請負代金額の変更について(承諾)

標記のことについて、 年 月 日付で協議のあった資材価格の急激な変動
に基づく請負代金額の変更について、単品スライド額（減額）に異議はありませんので
承諾します。

1. 工事件名
2. 単品スライド額（減額）

金 円（税込）

担当
電話

(様式5)

年 月 日

所在地

商号又は名称

請負人代表者氏名

様

名古屋市上下水道局長

資材価格の急激な変動に基づく請負代金額の変更について(通知)

標記のことについて、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条第7項の規定に基づき、請負代金額の変更について、単品スライド額（減額）を通知します。

1. 工事件名
2. 単品スライド額（減額）

金 円（税込）

担当
電話